

# 落札規定

## ■目的

### 第1条

ベイオークは、落札店・出品店双方の取引を仲介し、その仲介をベイオーク基本方針に基づき行うことによって、双方に便益を供し業界繁栄の一助となることを目的としています。

この目的を貫徹する為に、ベイオークは、全ての参加者が平等な立場で参加できることをその精神として、本規定を定めます。

## ■落札店参加条件について

### 第2条

ベイオークに落札店として参加する者は、次の条件を満たし、遵守することとします。

- (1) 落札店は、落札規定第1条の目的を十分に理解し承諾をしていること。
- (2) 落札店は、ベイオークと登録参加契約をしていること。
- (3) 落札店は、その落札車の代金・ベイオークが定めた自動車税相当額・手数料等を落札店規定第6条の通りに支払うこととします。
- (4) 落札店は、落札車の名義変更をオークション開催日の翌月末日までに完了すること。但し、出品申込票に名変期限が記入されている場合は、その期日までに名義変更を行うこと。また、落札店の過失により、譲渡書類の有効期限の失効、書き損じが生じ、出品した者に譲渡書類の差し替えを依頼せざるをえなくなった場合、落札店は、落札規定第14条のペナルティーを支払う義務を有する。
- (5) 落札店は、オークション開催同日の全ての車輛代金とその時までのベイオークに対する債務をベイオークに完済した後にそれらの落札した車輛を搬出できる。
- (6) 落札店は、その落札車に不具合箇所があり落札店の正当な理由によるクレームがあった場合でも、ベイオークに積極的に協力し、円満な早期解決に協力すること。尚、クレームにおいて処理が難航した場合は、落札店はベイオークの裁定に従うこと。
- (7) メーカー保証継承費用については、落札店が負担する。

## ■落札店の商品品質確認について

### 第3条

落札店は、落札購入しようとする現車（ベイオーク管理敷地内商品車輛）を必ず下見し、品質を確認してから当オークションに参加することとします。

## ■セリについて

### 第4条

落札店は、ベイオークの定めたセリ方式に従うこととします。

## ■落札店の取引額について

### 第5条

ベイオークは、落札店の取引額の上限を定めることができるものとします。

## ■代金決済について

### 第6条

1. 落札店は、原則オークション開催日の当日に、落札車の代金・ベイオークが定めた自動車税相当額・諸手数料等の金額を支払わなければいけません。
2. 落札店は、その落札車に対するクレームがあってもその解決とは別にその車輛代金を決済しなければいけません。
3. やむを得ず落札店の決済が後日となる場合は、落札店は予めベイオークの承認を必要とします。ベイオークが承認した場合は、落札店は、ベイオークに対する債務の支払いはオークション開催日を含めた7日（通常翌週火曜日12：00）までにしなければいけません。
4. 落札店の落札車の決済が約束の期日を過ぎた場合、その落札店は、未決済金額に対し約束の期日の翌日より年利14.5%の遅延損害金をベイオークに支払う義務を有します。
5. ベイオークが認めた以外の未決済代金等がある場合は、その落札店の次回当オークションに参加できない事とします。
6. 未決済代金等が長期に至った場合は、ベイオークの参加契約を解約致します。

## ■手数料について

### 第7条

落札店は、所定の手数料を支払うこととします。

## ■自動車税について

### 第8条

落札店は、本規約自動車税規定通りに自動車税相当額を支払うこととします。

## ■搬出の際の検査義務について

### 第9条

ベイオークより商品車輛を搬出する者は、ベイオーク内において、本規約裁定規定に定める当日期限のクレーム内容や盗難等を十分に検査した後に車輛を搬出する義務を有します。この件に関しての車輛搬出後に対する責任は、車輛を搬出した者及びそれを依頼した落札店または出品店にあります。

## ■クレームについて

### 第10条

落札店の搬出後におけるクレームに関しては、落札店は、本規約裁定規定通りにベイオークに申し立てすることとします。尚、落札店がその車輛を第三者に転売した後や、その車輛を補修・修理を施した後は、ベイオークは、その車輛に対するクレームは一切受け付けません。

## ■落札車の解約について

### 第11条

落札店の都合により落札車を解約する場合は、次の条件の下で落札店は、落札車輛を解約することができます。但し、商談落札車輛についてはこの限りではありません。

1. 落札車の解約は、オークション当日の車輛落札後2時間以内かつオークション終了後1時間以内にできることとします。
2. 落札車の解約金として落札店は、50,000円と全手数料を支払わなければいけません。

## ■落札車の搬出について

### 第12条

落札車の搬出については、落札店は、本規約車輛搬入出管理規定の通りに行うこととします。

## ■車輛所有権の移転、落札車輛代金等不払いの場合について

### 第13条

1. 落札車輛の所有権は、落札店がベイオークに対して落札車輛代金等を支払った事を、ベイオークが確認した時点で落札店に移転するものとする。
2. 落札店が落札車輛代金等をベイオークに支払う以前に、ベイオークが出品店に対して成約車輛代金を支払った場合、ベイオークはその車輛代金等を担保にするために、代金決済まで当該車輛の所有権を留保するものとします。
3. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは落札店の承諾を得ずとも当該車輛の名義をベイオークに移転できるものとし、落札店はあらかじめこれに同意する。この場合の名義移転にかかわる費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とします。
4. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは第13条の2の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車輛を引き上げた上、これを売却し落札車輛代金に充当できるものとします。

## ■その他ペナルティーについて

### 第14条

1. 落札店の過失による譲渡書類の有効期限の失効や書き損じ等が原因で出品店に譲渡書類の差し替えを依頼する場合、その落札店は、次のペナルティーを支払わなければなりません。

譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ 30,000円 + 実費（ベイオークの裁定による）

尚、出品店は、この場合、積極的に協力するものとしませんが、その処理にあたって差し替え日数を要し問題が発生しても出品店は責任を負わないものとします。出品店の過失によってこの件が発生した場合は、この限りではありません。

また、差し替え期間の日数は名義変更遅延ペナルティーの日数からは除外します。

2. 本規約第14条1における譲渡書類の差し替えについて落札店は、必ずベイオークを通じて行うものとします。尚、落札店が名義人に直接譲渡書類の差し替えを依頼した事実が判明した場合、落札店は、50,000円のペナルティーを支払う義務を有します。
3. 落札店が譲渡書類を紛失した、もしくは盗難された場合、その落札店は、再発行ペナルティーとして50,000円とその出品店及びベイオークにかかった実費をベイオークに支払わなければいけません。但し、ベイオークは自賠償保険の再発行には応じないこととします。
4. 名義変更前に落札店もしくはそれに関わる者が落札車輛を走行使用し、出品店にスピード違反・駐車違反その他迷惑をかけた場合その落札店は、迷惑料として50,000円を支払わなければいけません。

## ■名義変更完了後のコピー提出期限について

### 第15条

1. 名義変更完了後の車検証のコピーについては、名義変更期限月の翌月5日までにベイオークに提出しなければいけません。万一名義変更後の車検証のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、提出期限の翌日

にベイオークにて現在登録証明の発行処理を行い、確認するものとします。

また、抹消された場合、できるだけ早く車検証のコピーをFAX・郵送して下さい。尚、FAXの場合は、ベイオークに到着の有無の確認をお願いします。

2. 名義変更後の車検証のコピー提出が提出期限を過ぎた場合、現在登録証明の発行処理を行った車輛は、手数料として2,000円を落札店に請求させていただきます。

3. 軽自動車の取扱いについて

軽自動車の自動車税については、名義変更保証金として落札店より10,000円をお預かりさせていただきます。

保証金については、落札店がベイオークに名義変更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。

但し、名義変更完了後のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、落札店よりお預かりした名義変更保証金の10,000円は出品店に全額支払うものとします。

## ■名義変更、その他のペナルティーについて

### 第16条

名義変更が期日内に完了していない場合は、名義変更遅延ペナルティーとして、10,000円を徴収し以降遅延7日毎に10,000円を加算するものといたします。但し、名義変更遅延ペナルティーの上限は50,000円といたします。

又、差替えが発生した場合、同時に差替えペナルティーも徴収いたします。但し、出品店の都合による譲渡書類の引渡しの遅れ、もしくは差替え処理が長期にわたった場合は、ベイオークの判断により名義変更遅延ペナルティーを考慮するものといたします。